

地域ワーキングにおける論点(案)

1 基本的方向性

「地域」における男女共同参画推進とはどういうことかイメージの共有を図る。

(1)ここで扱う「地域」は、地域コミュニティとし、そこにおける活動を主たるターゲットとする。

* 地域活動のイメージ:町内会活動、校区 PTA の活動、地域の環境保全や子育て支援等の NPO 活動など

(2)地域における男女共同参画推進の必要性

- 少子・高齢化の進展、単身世帯やひとり親世帯の増加など家族形態の変化が起きていること。
- つながりの希薄化といった地域社会の変化が起きていること。
- こうした地域を巡る様々な変化を踏まえ、これからの日本は新しい公共*を創造し、地域力を高める必要があること。そのためには、男女共同参画の考え方があらゆる地域活動の基本要件となること。
- 地域において男女共同参画を推進することで、新たな視点が加わり、地域の課題解決につながる可能性が高まること。そのことでさらに男女共同参画の真の理解が国民に浸透すること。

*「新しい公共」:「人を支えるという役割を、「官」と言われる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっておられる方々一人ひとりにも参加していただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観」(第173回国会総理所信表明演説より)

2 男女共同参画推進の視点に立った地域活動

(1)地域における男女共同参画のあり方

- 一見、男女共同参画とは関係なさそうな地域課題や、女性が多数参加していて女性の参画が必要なさそうに見える活動にも、男女共同参画の視点を入れていくことが必要であること。
- 地域において男女共同参画を推進していくためには、これまでの意識啓発の手法から課題解決型実践的活動への移行が必要なこと。
- 具体例の提示による「あるべき像」のイメージの共有
 - ・地域における意思決定システムへの女性の参画の必要性(自治会長等)
 - ・活動自体が特定の性、年齢層等で担われている分野への、多様な者の参加の必要性(女性の参加によるまちおこしの成功、男性の参画による子育て活動の新展開、都市計画における男女共同参画の視点の導入等)

(2) 男女共同参画推進の視点に立った地域活動の支援方策

様々な地域活動を男女共同参画の視点に立った活動としていくためには、以下のような支援を行うことが必要。

①情報の収集・提供(先進事例、ノウハウ、全国的データ、各種会議等)

* ノウハウの例: 男女共同参画カフェなどの事業展開等

* 先進事例の例: 地域SNSの展開等世代別の取り込みの工夫、おかみの会などによるまちおこし等分野別の男女共同参画の視点の導入工夫等

* データの例: 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査、世論調査等

②広報・啓発活動(広報誌・HP・メルマガによる情報発信、活動表彰等)

③人材育成支援(リーダー研修等)

④地域活動を担う人材の評価(社会的キャリアの評価)

⑤ネットワーク形成支援(地域版推進連携会議等)

⑥地域における男女共同参画推進へのリーダーシップ発揮について首長等への働きかけ

3 地域における男女共同参画推進体制等

(1) 地域における男女共同参画推進に関する体系(全体像)

○国は、各種ノウハウや先進事例等の収集・分析・提供、全国的な男女共同参画の推進状況等のデータ・意見の収集・提供、会議等による情報提供などを行い、都道府県を通じ地域における男女共同参画推進を支援する。

また、大学や企業等の地域での協力を依頼するなど、男女共同参画の視点での分野横断的・全国的なネットワークを構築する。

○都道府県は、市町村担当者、団体リーダー等を集めた会議・研修の実施や、当該都道府県の域内の男女共同参画にかかる実情等のデータ及び国からの情報等の市町村への提供等直接、間接の支援を行うべき。

また、行政部局間での連携を図るほか、域内の広域的なネットワークをコーディネートすべき。

○地域における男女共同参画の重要性に鑑み、市町村は地域のニーズを把握するとともに、直接または男女共同参画センター等を通じて、地域の団体等の連携等をコーディネートしたり、男女共同参画の視点でアドバイスしたり、情報を提供するなどにより、地域活動を直接支援するべき。また、男女共同参画センターを設置している自治体においては、センターの果たしている役割の重要性を確認するとともに、男女共同参画推進の観点から効果的な運営等について検証すべきである。

(2) 男女共同参画センター、国立女性教育会館

○市町村の男女共同参画センター等は地域における男女共同参画の推進の拠点として重要な機能を担っており、地域住民、NPOや地縁団体等を対象とした様々なサービスを提供している。

- 都道府県の男女共同参画センター等は、域内の男女共同参画推進の拠点として、ネットワーク構築、リーダー研修、域内のデータ収集等の広域的な事業を行い、地域を支援するとともに、住民へのサービスも行っている。
- 近年、指定管理者制度を導入するセンターが出てきている。指定管理者として男女共同参画を目的とする民間団体が受託している割合も大きく、住民のニーズをとらえた様々な工夫等により充実した事業展開を行っているセンターもある。
一方、男女共同参画への十分な理解に基づく事業展開にかかる課題等もある。
- 国立女性教育会館は、全国の男女共同参画センター等のセンターの役割として、ネットワークの中核を担うとともに、国内外のリーダー研修、男女共同参画にかかる各種の調査研究の実施、国内外の男女共同参画にかかる情報収集・提供等を行っている。これまで果たしてきた役割の重要性と実績に鑑み、さらなる内容の充実・深化が求められる。

(3) 体制整備への支援方策

地域活動を支える市町村、それらの市町村を支援する都道府県の体制整備、全国的な体制整備には、以下のような支援を行うことが必要。

①情報の収集・提供

* 体制・政策の先進事例の例：

子育て等にやさしい男女共同参画の視点からの都市計画の推進、地域SNSの推進、男女共同参画推進員の任命やワーキングチームの設置による情報共有、入札等への加点、センターの効果的な事業事例等

②広報・啓発活動(広報誌・HP・マガによる情報発信、活動表彰等)

③人材育成支援(行政担当者、男女共同参画センター職員への研修等)

④ネットワーク形成支援(推進連携会議等)

⑤地域活動を行う組織の上部組織への働きかけ

⑥地域における男女共同参画推進へのリーダーシップ発揮について首長等への働きかけ

⑦様々な機会・手段による地方の意見把握